



平成31年3月1日

八重山労働基準監督署
広報担当者
監督課長 小池嘉教
電話 0980-82-2344

3月は「労働条件明示・ 書面交付強化月間」です

労働条件の明示は労働基準法等により

「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面交付する方法により明示しなければならない」と規定されています。

職場における労働契約の締結時のトラブルを防止するための柱です。

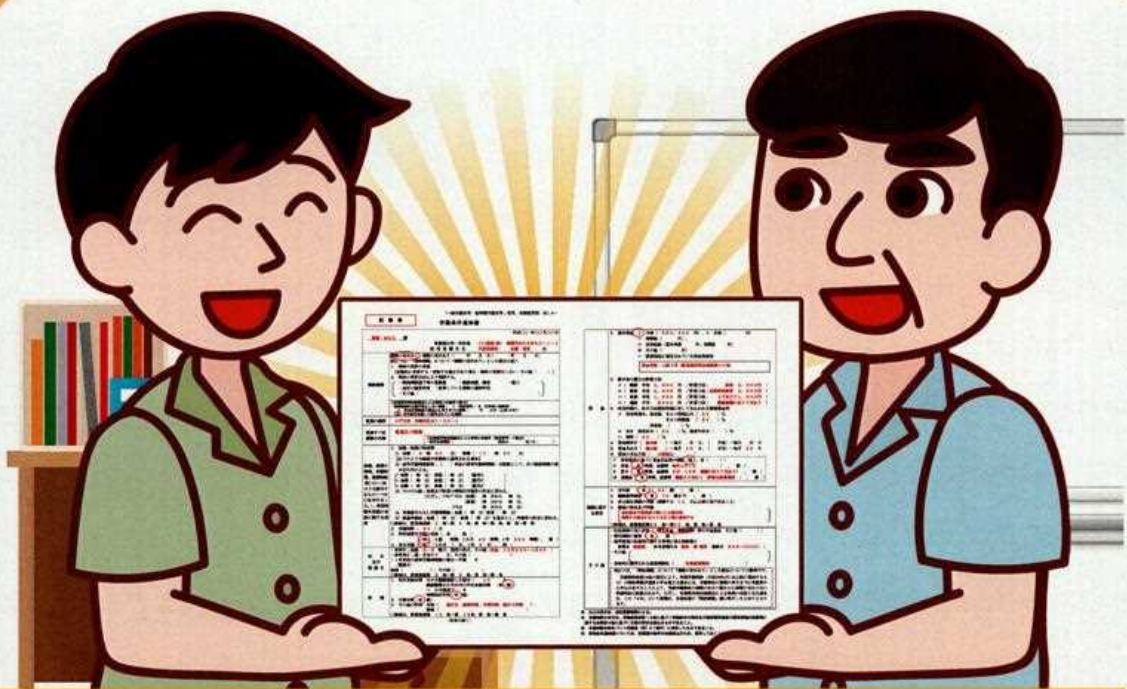
このため、新規採用や契約更新、さらには休暇期間における学生アルバイトなどの発生が多くみられる3月を労働条件明示・書面交付強化月間として沖縄労働局において広く呼びかけを行っており、八重山地区においても事業主・労働者への周知を行っておりますので、不明な点についてはお問い合わせください。



交付していますか？

もらっていますか？

労働条件通知書



良好な職場環境の第一歩は**労働条件の明示**から

労働者を採用するときは、**労働条件通知書**を交付しましょう。

事業場に採用されたら、交付された**労働条件通知書**を**確認**しましょう。

事業主は、労働者を雇い入れる際に、「**労働条件を明示した書面**」を交付しなければなりません。(労働基準法第15条)



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

沖縄労働局労働基準部監督課 098-868-4303

